

# 一 平成12年度決算の背景

## 1 経済の動向と財政

「不況の環」とも呼ぶべき厳しい経済状況の中、その状況を脱却するために、政府は平成10年11月に「緊急経済対策」、平成11年11月には、「経済新生対策」を決定し、景気回復の推進と経済社会構造の改革に努めてきました。その後、平成12年10月には、急激な公需の落ち込みを回避し、我が国経済を自律的回復軌道に確実に乗せるとともに、21世紀にふさわしい経済社会を構築するため、「日本新生のための新発展政策」を決定しました。

最近の我が国経済は、未だ所得・雇用環境の改善が遅れ、個人消費の回復が見られない状況にあり、加えてアメリカ経済の減速に伴い輸出及び生産が減少、企業収益の伸びや設備投資に鈍化の傾向が現れていることから、平成12年度の我が国の国内総生産の実質成長率は、当初政府経済見通しの1.0%を0.1ポイント下回る0.9%（速報値・前年度1.4%上昇）となりました。また、物価面においては、消費者物価が0.5%の減少（同・前年度0.5%減少）、卸売物価が0.0%（同・1.0%減少）となりました。

## 2 地方財政対策

平成12年度の地方財政対策は、依然として極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出面においては、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、徹底した節減合理化を推進する一方、当面の重要課題である経済新生への対応、生活関連社会資本の整備、少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実等に対処するとともに、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本とし、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないように補てん措置等が講じられました。その概要は次のとおりです。

- (1) 恒久的な減税に伴う地方財政への影響額については、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行により補てんするとともに、地方交付税の減収分は、国と地方が折半して負担する。
- (2) 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財政不足額について、地方交付税対応分については、一般会計からの加算額を交付税特別会計に繰り入れるとともに平成10年度分の精算を平成13年度以降に繰り延べることとし、その残余については、国と地方が折半して補てんする措置を講じる。  
地方交付税対応分以外については、建設地方債の増発により補てんする。
- (3) 財政の対応力が低下している地方団体における一定の公営企業金融公庫資金に係る地方債について、平成12年度の臨時特例措置として借換え措置を講じることとするとともに、高利の公的資金に係る地方債に対する特別交付税措置を講じることとする。
- (4) 介護保険制度については、介護保険制度支援対策、介護サービス関連施設の整備に係る地方単独事業及び事務処理体制に必要な職員の増員等に対し、所要の地方財政措置を講じることとする。
- (5) 平成12年度に一般財源化された国庫補助負担金については、所要の地方財政措置を講じる。
- (6) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じる。

等の方針に基づいて、平成12年度の地方財政計画（88兆9,300億円、対前年度比0.5%増）及び地方債計画（16兆3,106億円、対前年度比0.5%減）が策定されました。

このような情勢を踏まえ、政府は、我が国経済を民需中心の本格的回復軌道に乗せ、平成13年度の国内総生産の実質成長率を1.7%程度とするため、平成12年度は公共事業等予備費の使用を含め4回の景気回復策を打ち出し補正予算を成立させるとともに、これに伴い地方債計画の改定（改定後17兆3,197億円、対当初比6.2%増）も行なわれました。